



安全で安心に暮らすために

～ 5月は消費者月間です～

皆さんの周りには、被害に遭えば日常生活を安全・安心に送ることができなくなる犯罪がたくさんあります。

- ・高齢者が被害に遭いやすい訪問販売などの「悪質商法」
- ・過酷な取り立てにより平穏な暮らしができなくなる「ヤミ金融」
- ・必ず儲かるという投資話をする「利殖勧誘」

不用意に「玄関を開ける」「個人情報話す」「はんこを押す」などしてはいけません。要らないものははっきり「要りません!」と断る勇気を持ちましょう。

しつこくて困ったときは110番通報してください。

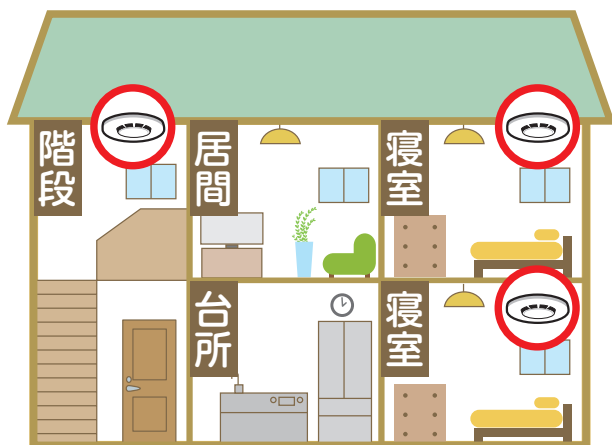
このような犯罪は、被害自体に気付くのが遅れたり、被害に気付いても「恥ずかしい」「面倒だ」などと警察への相談を迷ったり、ためらったりしがちですが、早めの相談が被害防止につながります。少しでも不審に思った場合は、信頼できる家族や友人、警察、消費者センターなどに相談してください。



住宅用火災警報器を設置しましょう

七尾市管内では火災が多発しています!今の季節は空気が乾燥し、通常よりも火災が発生しやすくなります。火気の取り扱いには十分注意し、火災予防にご協力をお願いします。

皆さん、住宅用火災警報器を設置していますか?住宅用火災警報器は、火災を感知し音声などで警報する機器です。住宅火災の犠牲者を減らすため、消防法で設置が義務付けられています。



住宅用火災警報器取り付け場所について

寝室と寝室がある階の階段に設置が義務付けられており、これらの場所には煙感知式の住宅用火災警報器を設置しましょう。任意で台所などに住宅用火災警報器を設置する場合は、熱感知式が良いでしょう。

